

別紙添付②

J T C C M

平成12年 6月 1日制定
平成13年 8月 2日変更(い)
平成13年12月 7日変更(ろ)
平成15年 7月14日変更(は)
平成16年10月18日変更(に)
平成17年 7月11日変更(ほ)
平成22年 6月 1日変更(へ)
平成24年 4月 1日変更(と)
平成26年 3月 1日変更(ち)
平成27年 6月 1日変更(り)

防耐火性能試験・評価業務方法書

一般財團法人建材試験センター
平成 12 年 6 月 1 日制定
平成 27 年 6 月 1 日最終変更

防耐火性能試験・評価業務方法書

「防耐火構造の性能評価」に関する抜粋版

この抜粋版における該当法令等は、次の通りです。

該当法令	構造、材料等	業務方法書での試験・評価方法
法第2条第7号	耐火構造	4.1 耐火性能試験方法
法第2条第7号の2	準耐火構造	4.2 準耐火性能試験方法
法第2条第8号	防火構造	4.3 防火性能試験方法
法第23条	準防火構造	4.4 準防火性能試験方法
令第70条	柱の防火被覆	4.8 柱防火性能試験方法
令第109条の3第1号	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根	4.5 屋根遮炎性能試験方法
令第109条の3第2号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井	4.6 床防火性能試験方法
令第113条第1項第3号	防火壁を設けた部分の屋根	4.5 屋根遮炎性能試験方法
令第115条の2第1項第4号	防火壁の設置を要しない建築物の床	4.6 床防火性能試験方法
令第129条の2の3第1項第1号ロ	主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部	4.2 準耐火性能試験方法
令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)	主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物のひさし等	4.7 ひさし等遮炎性能試験方法

目 次

1. 評価業務の範囲	1
2. 評価申請のための必要図書	1
3. 評価方法	2
4. 防・耐火性能の試験方法	4 (り)
4. 1 耐火性能試験方法	4 (り)
4. 2 準耐火性能試験方法	10 (り)
4. 3 防火性能試験方法	15 (り)
4. 4 準防火性能試験方法	19 (り)
4. 5 屋根遮炎性能試験方法	22 (り)
4. 6 床防火性能試験方法	25 (り)
4. 7 ひさし等遮炎性能試験方法	28 (り)
4. 8 柱防火性能試験方法	31 (り)
4. 9 遮炎・準遮炎性能試験方法	33 (り)
4. 10 不燃性能試験方法	41 (り)
4. 11 準不燃性能試験方法	51 (り)
4. 12 難燃性能試験方法	62 (り)
4. 13 屋根葺き材の飛び火性能試験方法	81 (り)
5. 性能評価書等	85 (り)

4. 防・耐火性能の試験方法（り）

4.1 耐火性能試験方法（り）

法第2条第7号（耐火構造）の規定に基づく認定に係る性能評価の試験は、次に掲げる試験方法により行う。（り）

4.1.1 耐火性能試験

1. 総 則

- (1) 耐火性能試験は、2に規定する試験体を、3に規定する試験装置によって、4に規定する試験条件を与えて、5に規定する測定を行い、その測定値が6に規定する判定基準を満足した場合にその試験体を合格とする。（り）
- (2) 耐火性能試験は、火災の加熱を同時に受けると認められる面について行うものとする。ただし、壁及び床の上面にあっては性能評価機関において別途実施した耐火性能試験の結果等に基づき、その面が他の面と同等以上の耐火性能を有すると明らかに認められる場合は、その面についての試験を省略することができる。

2. 試験体

- (1) 試験体の材料及び構成は、原則として、実際のものと同一とする。ただし、実際のものに複数の仕様がある場合は、次のイ及びロによるものとする。
 - イ. 耐火被覆材等の表面に施した溝加工等による断面欠損に複数の仕様がある場合は、欠損部容積の合計が最も大きい仕様を試験体とする。
 - ロ. 耐火被覆材等の表面化粧層の組成・構成に複数の仕様がある場合には、有機化合物（以下、「有機質」という）の合計質量が最も多い仕様を試験体とする。
- (2) 試験体の材料の寸法、組成及び密度は、管理範囲内にあるものとする。（り）
- (3) 試験体の個数は、原則として、3.(2)に規定する各加熱面ごとに2体とする。ただし、断面が対称の壁及び床については、片面のみの試験とすることができる。（は）
- (4) 試験体の形状及び大きさは、原則として、実際のものと同一とする。ただし、実際と同一の大きさのものによる試験が極めて困難な場合においては、形状及び加熱される大きさを伊からホまでによるものとするか、又は試験体の材料、構成、耐火被覆材等の留め付け間隔及び間柱、胴縁等の間隔を変更しない等、試験体の耐火性能を増大しないことを条件に、その形状及び大きさを変更することができる。
 - イ. 壁にあっては、形状を矩形とし、幅3000mm以上、高さ3000mm以上、厚さは実際のものと同一とする。（は）
 - ロ. 床にあっては、形状を矩形とし、加熱を受ける面に応じて、次のa)又はb)とする。（は）
 - a) 下面を加熱する場合にあっては、長辺の長さは4000mm以上、短辺の長さは3000mm以上（ただし、短辺のみで試験体を支持する場合は2000mm以上）、厚さは実際のものと同一とする。（は）
 - b) 上面を加熱する場合にあっては、長辺の長さは2000mm以上、短辺の長さは1800mm以上、厚さは実際のものと同一とする。（は）
 - ハ. 屋根にあっては、形状を矩形とし、長辺の長さは4000mm以上、短辺の長さは3000mm以上（ただし、短辺のみで試験体を支持する場合は2000mm以上）、厚さは実際のものと同